

介護職員、障害福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保を求める
意見書の提出について

介護職員、障害福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 川 口 薫

提案理由

平成21年から介護職員、障害福祉・保育労働者の処遇改善に取り組んでいるが、賃金をはじめとする処遇が抜本的に改善されていないため、全額国庫負担により処遇改善を図るよう、国に意見書を提出するものであります。

介護職員、障害福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保を求める
意見書

国は、平成26年6月に、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」を制定し、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、賃金をはじめとする処遇の改善などを検討し、必要な措置を講じるとしている。

平成21年10月から実施した介護職員処遇改善交付金や福祉・介護人材の処遇改善事業助成金制度により、介護・福祉労働者の賃金の引き上げに一定の成果が見られた。しかし、予算の基礎となる職員配置基準が現場の実態と著しく乖離して低いことなどの課題もあり、抜本的・継続的な処遇改善までには至っておらず、また報酬加算の仕組みでは、処遇改善が利用料引き上げにつながるため、加算申請が抑制されることも考えられる。

また、保育分野では、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」の実施が予定され、保育の担い手である保育士の確保が喫緊の課題となっており、平成25年度から、保育士等処遇改善臨時特例事業など、前倒しで支援を実施しているが、抜本的な処遇の改善には至っていない状況にある。

したがって、国においては、介護職員、障害福祉・保育労働者を対象に、利用料等の負担増を伴わないよう全額国庫負担で、抜本的な処遇改善を実施するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 諸 星 光